



議案第四十八号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「十五円」を「二十円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料の種類	金額
(1) 公簿、図面の閲覧	一件につき 二百円
(2) 印鑑に関する証明	一通につき 二百円
(3) 動産又は不動産に関する証明	一件につき 二百円
(4) 諸税に関する証明	一枚につき 二百円
(5) 身元身分に関する証明	一通につき 二百円

(6)	住民票の写	一通につき 二百円
(7)	世帯全員の住民票の写	一通につき 三百円
(8)	戸籍の附票の写	一通につき 二百円
(9)	死亡診断書、死体検案書及び死産証書の写	一通につき 二百円
(10)	その他の証明等	一通につき 二百円

附 則

この条例は、昭和五十八年七月一日から施行する。